

いわて高齢者住まいあんしんプラン
(岩手県高齢者居住安定確保計画)

概要版

平成 24 年 10 月

岩 手 県

目 次

1	計画の枠組み	1
2	高齢者の居住の安定確保のための基本目標と施策の方向性	2
3	目標達成のための施策	
	施策1 サービス付き民間賃貸住宅・施設及び 公的介護施設等の供給の促進	3
	施策2 公共賃貸住宅における高齢者の居住の安定の促進	4
	施策3 住宅のバリアフリー化の推進	5
	施策4 高齢者が住みやすい居住環境の整備	6
	施策5 高齢者の居住の安定に配慮した住情報の提供等の推進	7
	施策6 住宅と福祉の連携体制の強化	8
4	計画の実現に向けた推進体制・進捗管理推進体制	9

1 計画の枠組み

【計画の背景と目的】

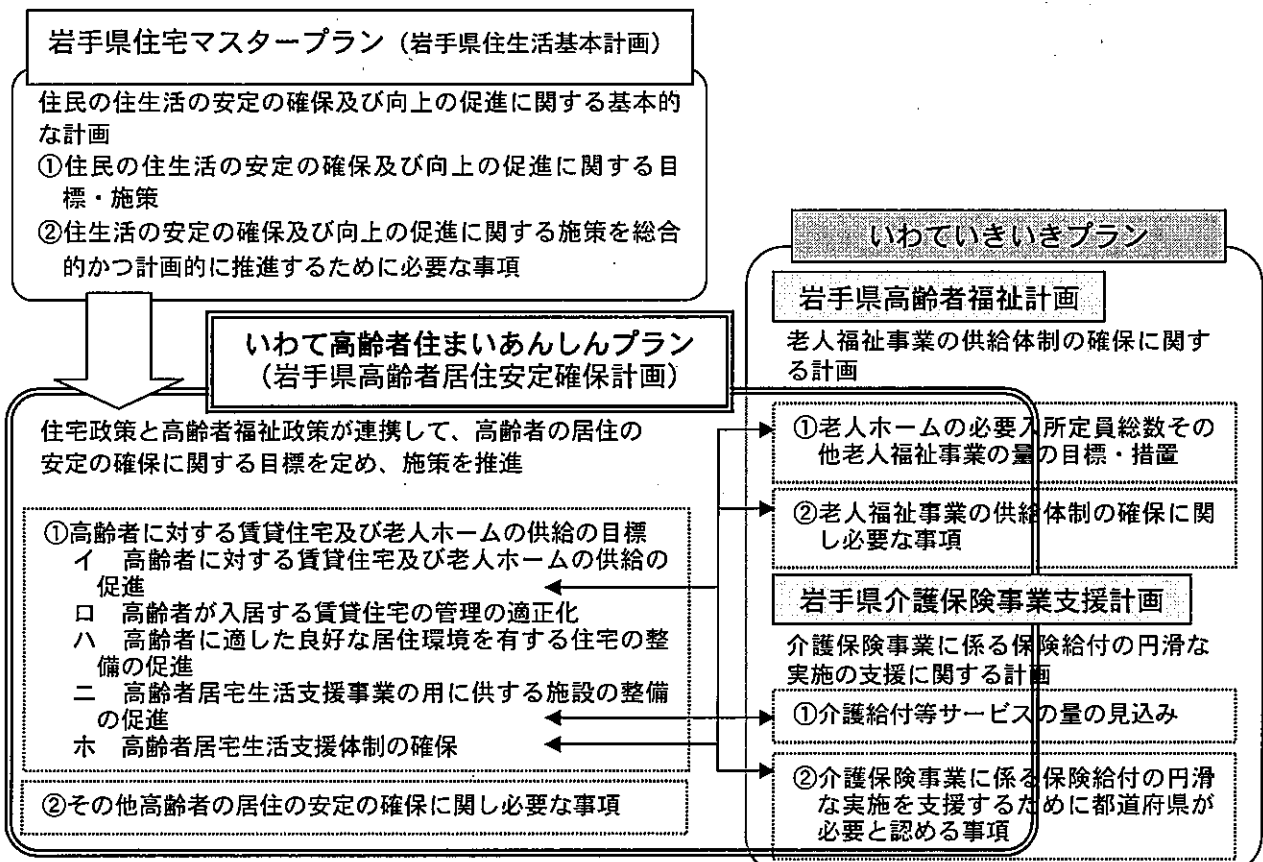
本県における高齢化は急速に進展しており、今後、介護が必要な高齢者や高齢単身者・高齢者夫婦のみの世帯が一層増加することが見込まれていることから、本県における高齢化の進展に的確に対応し、高齢者のニーズに応じて居住の場が選択できる環境や、住み慣れた地域で安全・安心な暮らしができる環境の整備を図るために、住宅施策と福祉・介護施策が連携し、総合的・計画的に施策を推進することを目的として、「いわて高齢者住まいあんしんプラン」を策定しました。

【計画の位置付け】

岩手県では、住宅施策については「岩手県住宅マスタープラン」、高齢者福祉・介護施策については「いわていきいきプラン 2014」に基づき施策を推進していますが、これらの住宅施策、福祉・介護施策の調和を図り、連携して高齢者の居住の安定確保に取り組む必要があることから、高齢者住まい法（高齢者の居住の安定確保に関する法律）に基づく高齢者居住安定確保計画として本計画を策定しました。

本計画では、岩手県住宅マスタープランの重点施策のひとつである「高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保」の施策内容を基本としながらそれを拡充する形で施策を提示し、また、いわていきいきプラン 2014 の内容を踏まえ、本県における高齢者をとりまく状況及び課題を明らかにし、高齢者の居住の安定確保のための目標と、介護老人福祉施設等を含む「高齢者の住まい」の目標量を掲げ、目標達成のための施策を定めるものです。

計画期間は、いわていきいきプラン 2014 の目標数値等と調和・整合を図る必要があることから、同プランの計画期間に合わせ、平成 24～26 年度とします。

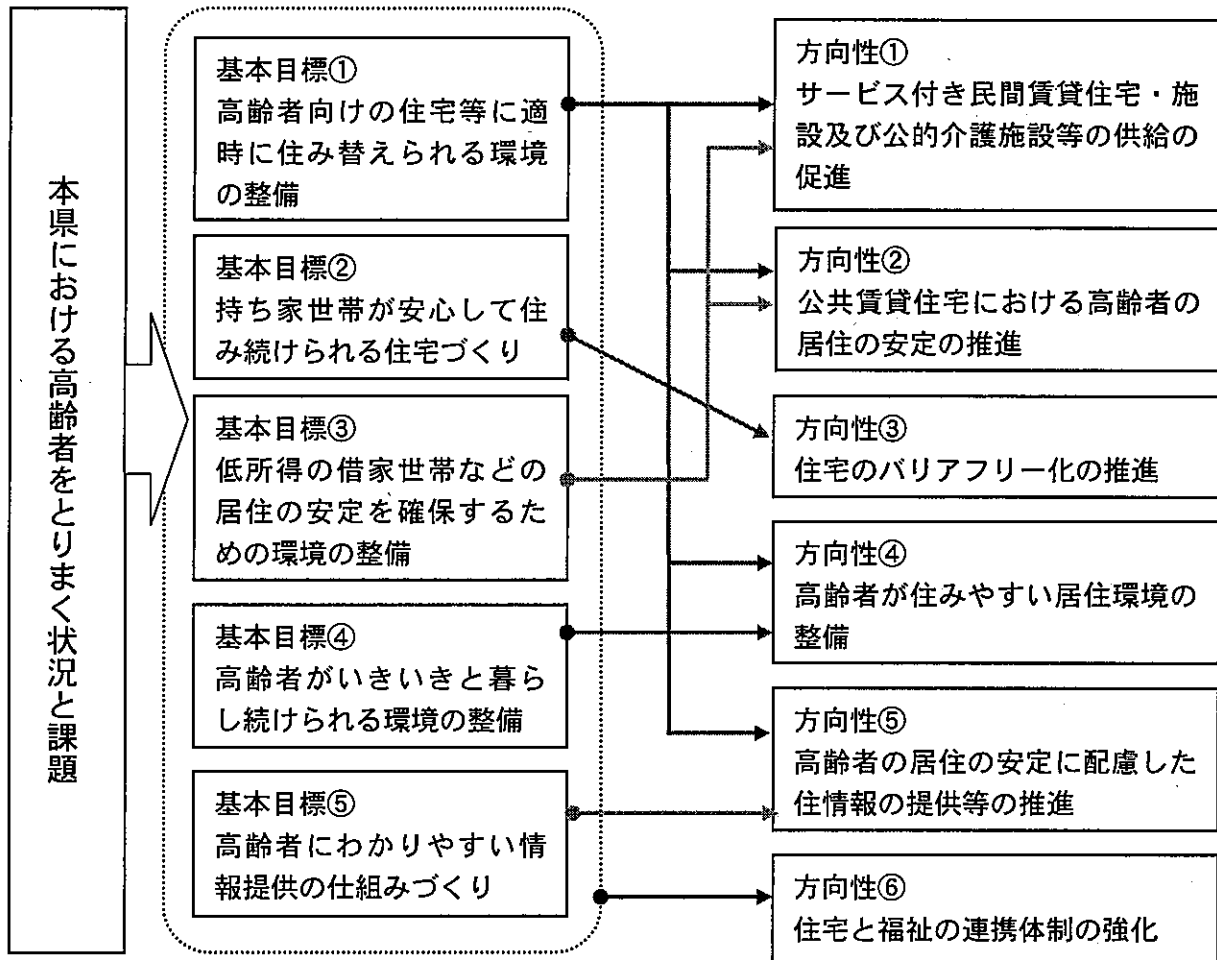


2 高齢者の居住の安定確保のための基本目標と施策の方向性

【基本目標と施策の方向性】

岩手県の高齢者人口は今後も増え続け、平成 27 年には約 39 万人に達すると予想され、高齢単身・高齢夫婦のみ世帯の割合が高まっていく見通しで、要支援・要介護認定者も増加することが予想されています。また、岩手県における地域特性として、全国に比べ持ち家率が高いことや、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化があまり進んでいないこと、低所得の高齢者世帯の割合が高いことなどがあげられます。このような状況を踏まえ、高齢者の居住の安定確保のための基本目標を設定し、施策の基本的な方向性を示します。

■高齢者の居住の安定の確保のための目標と施策の方向性



【高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム等の供給の目標】

高齢者住まい法により高齢者居住安定確保計画において定めることとされている高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標については、サービス付き高齢者向け住宅等の供給量及びいわていきいきプラン 2014 で定められている介護保険 3 施設等の施設・居住系サービスの利用定員数及び整備計画を基本として目標設定を行います。

①サービス付き民間施設・民間住宅

⇒サービス付高齢者向け住宅 900 戸（平成 24～26 年度、300 戸/年ペース） 他

②公的介護施設等

⇒いわていきいきプラン 2014 に基づく平成 26 年度末の必要入所定員総数（平成 26 年度）

3 目標達成のための施策

前項で掲げた目標の達成に向けて、基本的な施策の方向性を考慮しながら次のような取組を進めます。

施策1 サービス付き民間賃貸住宅・施設及び公的介護施設等の供給の促進

「高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム等の供給の目標」を達成するために講じる施策を示します。

(1) サービス付きの民間賃貸住宅・施設の供給の促進

サービス付きの民間賃貸住宅・施設の供給の促進を計画的に進めます。

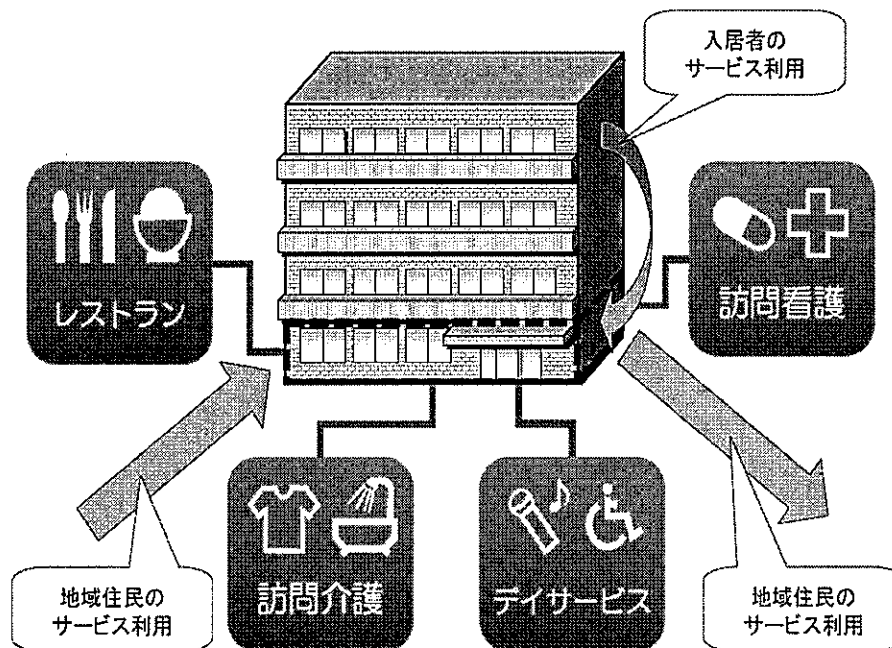
- ①民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅等の供給の促進
- ②住宅事業者とサービス事業者等の連携促進

(2) 公的介護施設等の供給の促進

公的介護施設等の供給の促進を計画的に進めます。

- ①特別養護老人ホーム等の整備の促進

■サービス付き高齢者向け住宅のイメージ



施策2 公共賃貸住宅における高齢者の居住の安定の促進

県営住宅等の公共賃貸住宅における高齢者の居住の安定を促進するために講じる施策を示します。

(1) サービスを受けられる公共賃貸住宅の供給の促進

サービスを受けられる公共賃貸住宅の供給の促進を計画的に進めます。

- ① 高齢者居宅生活支援施設の併設された公共賃貸住宅団地の供給促進
- ② シルバーハウジング・プロジェクトの積極的な実施

(2) 公営住宅における優先入居・住み替え等の促進

住宅に困窮する高齢者が公営住宅に居住することができるよう、取組を進めます。

- ① 公営住宅へ的高齢者の入居機会の確保
- ② 公営住宅における低層階へ的高齢者等世帯の誘導

(3) 安心して公営住宅に住み続けられる環境の整備

高齢者が安心して公営住宅に住み続けられる環境の整備を進めます。

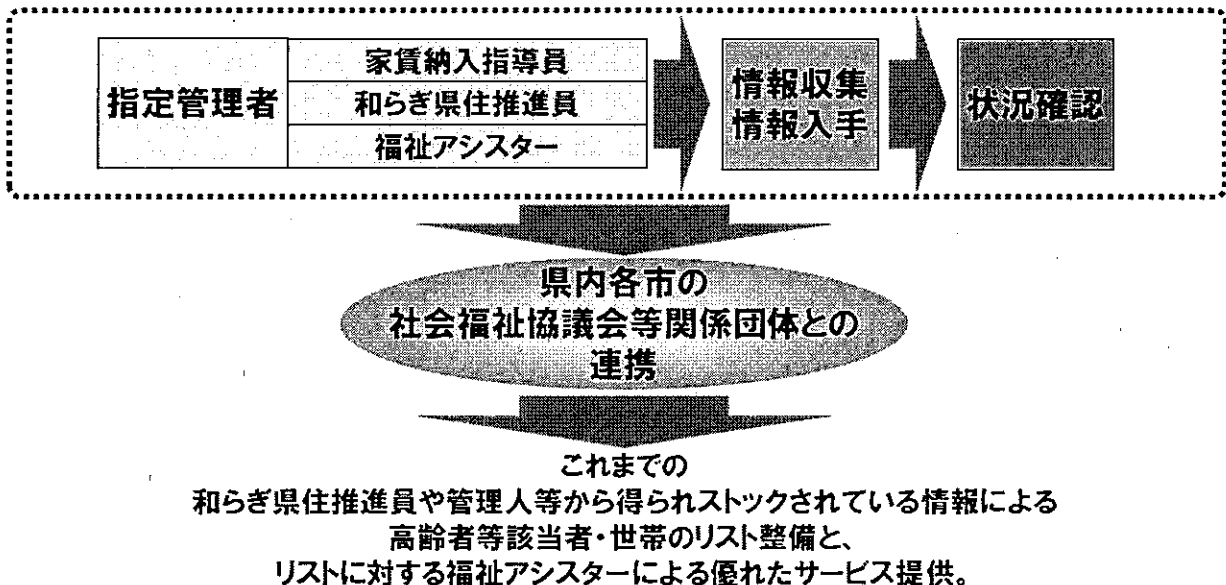
- ① 公営住宅における見守りの推進
- ② 公営住宅におけるコミュニティ形成への配慮

■ 県営住宅における指定管理者による高齢者の見守りに関する取組

高齢者(入居者)へのサービス体制強化

福祉アシスターによる関係社会福祉団体との連携強化

高齢者世帯等の増加に伴い、各地区の社会福祉協議会などとの連携が不可欠であり、その相談や橋渡しを担い、福祉の手が円滑に差し伸べられる環境を整える。



施策3 住宅のバリアフリー化の推進

民間住宅及び公共賃貸住宅におけるバリアフリー化を促進するために講じる施策を示します。

(1) 民間住宅のバリアフリー化の推進

民間住宅のバリアフリー化の推進を図ります。

- ①性能表示制度を活用した新築住宅のバリアフリー化の推進
- ②住宅改修に対する支援
- ③岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員の活用促進

(2) 公共賃貸住宅のバリアフリー化の推進

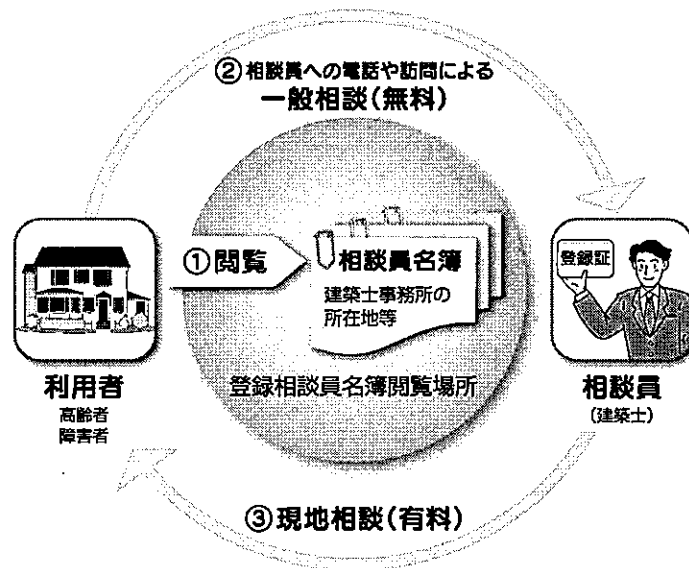
バリアフリー化された公共賃貸住宅の整備を推進します。

- ①建替え等の計画的な実施による高齢者向け公共賃貸住宅の整備
- ②既存の公共賃貸住宅のバリアフリー化等の促進

■高齢者向け住宅リフォーム相談員制度の概要

高齢者向け住宅リフォーム相談員

岩手県では、高齢者が安心して住宅リフォームを行えるように、講習会を受講した建築士を「岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員」として登録しています。住まいのリフォームや建て替えなど、お気軽にご相談ください。



施策4 高齢者が住みやすい居住環境の整備

高齢者が安全・快適に住み続けられるような居住環境を整備するために講じる施策を示します。

(1) 高齢者が安心して住み続けられる地域の形成

高齢者が安心して住み続けられる地域の形成を進めます。

- ①住宅市街地整備の推進
- ②公共的施設等におけるユニバーサルデザイン化の促進
- ③公営住宅の弾力的な活用
- ④公営住宅敷地の有効活用
- ⑤高齢者にやさしい住まいづくり

(2) 高齢者の安心に関するサポートの充実

高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進にむけて計画的な取組を進めます。

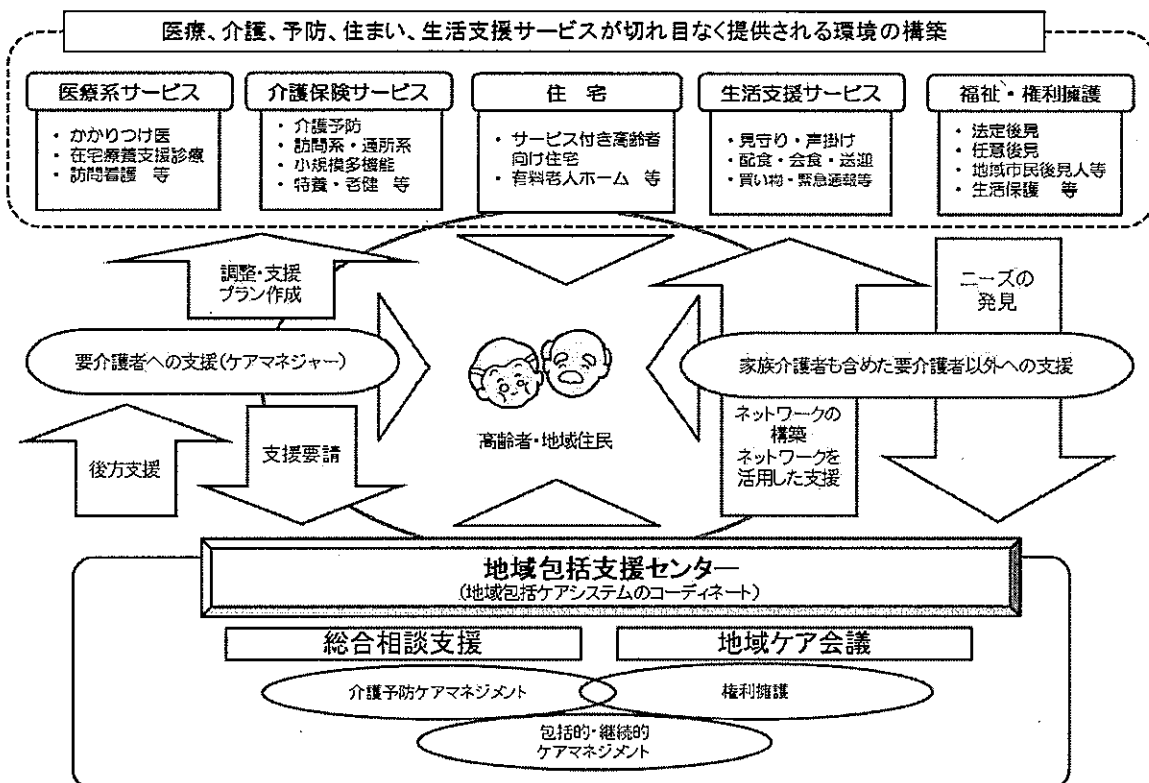
- ①高齢者に対する適切な情報提供
- ②高齢者の生きがいづくりの推進
- ③社会参加の推進
- ④見守り等の支え合い活動の促進

(3) 高齢者居宅生活支援体制の確保

高齢者の居宅生活の支援体制の確保にむけて地域包括ケアの推進など、計画的な取組を進めます。

- ①地域包括ケアシステムの構築
- ②地域包括支援センターの充実・支援

■国の地域包括ケアシステムのイメージ



施策5 高齢者の居住の安定に配慮した住情報の提供等の推進

高齢者の居住の安定に配慮した住情報の提供等を推進するために講じる施策を示します。

(1) あんしん賃貸支援事業（従来の高齢者円滑入居賃貸住宅を含む）の活用の促進

あんしん賃貸支援事業の活用の促進により、賃貸住宅に入居しようとする高齢者が安心して入居できる住宅の供給を促進します。

- ① あんしん賃貸支援事業の活用の促進
- ② 宅地建物取引業者の登録の促進

(2) 高齢者の資産等を活用した住替え等の促進

高齢者の資産等を活用した住替え等の促進を図ります。

- ① 民間賃貸住宅に居住する高齢者等の住替えを促進するための取組の検討
- ② 定期借家制度等の活用の促進
- ③ 終身建物賃貸借制度やリバース・モーゲージ制度の活用促進

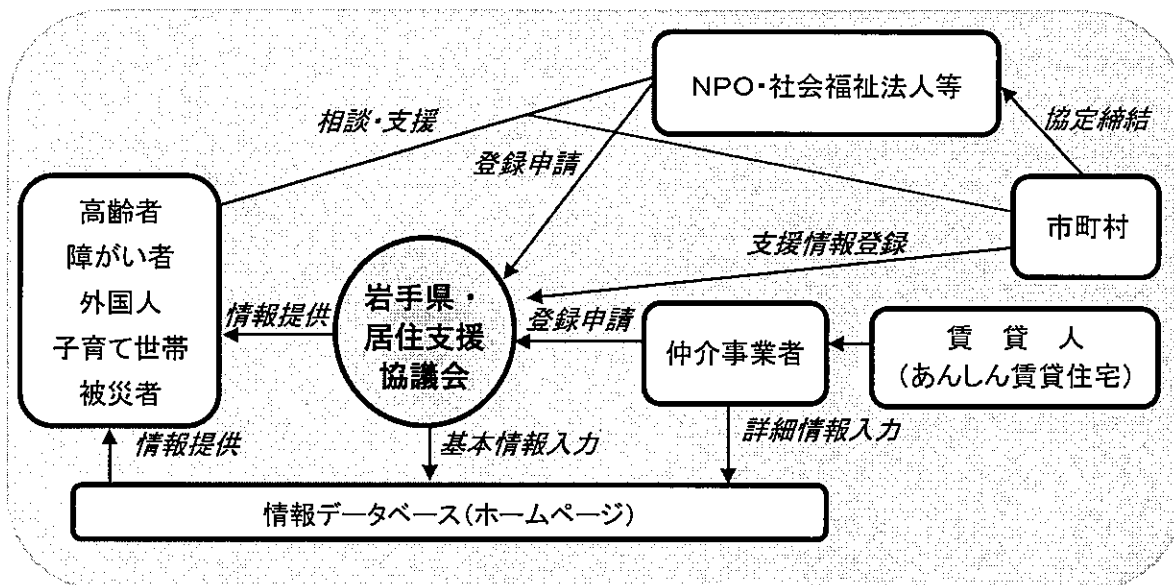
(3) 高齢者への相談・情報提供体制の整備

賃貸住宅への入居を希望する高齢者に対して、情報が適切に得られるような体制の整備を進めます。

- ① 居住支援協議会を中心とする総合的な相談・情報提供体制の整備
- ② あんしん賃貸住宅等の情報提供体制の充実
- ③ 高齢者住まい法における高齢者向け住宅の基準等に関する情報提供
- ④ 宅地建物取引業者に対する普及啓発・指導

■ あんしん賃貸住宅スキーム図

民間賃貸住宅を活用して、 高齢者・障がい者・外国人・子育て世帯の 住宅セーフティネットを構築



施策6 住宅と福祉の連携体制の強化

県及び市町村において、住宅部局と福祉部局の連携体制をこれまで以上に強化することにより、高齢者の居住の安定を確保するために講じる施策を示します。

(1) 行政等における住宅と福祉の連携強化

県及び市町村の住宅部局・福祉部局においては、次のような事項に留意して、住宅施策と福祉施策をこれまで以上に緊密に連携させ、協力して高齢者の居住の安定確保に向けた総合的な取組を進めることとします。

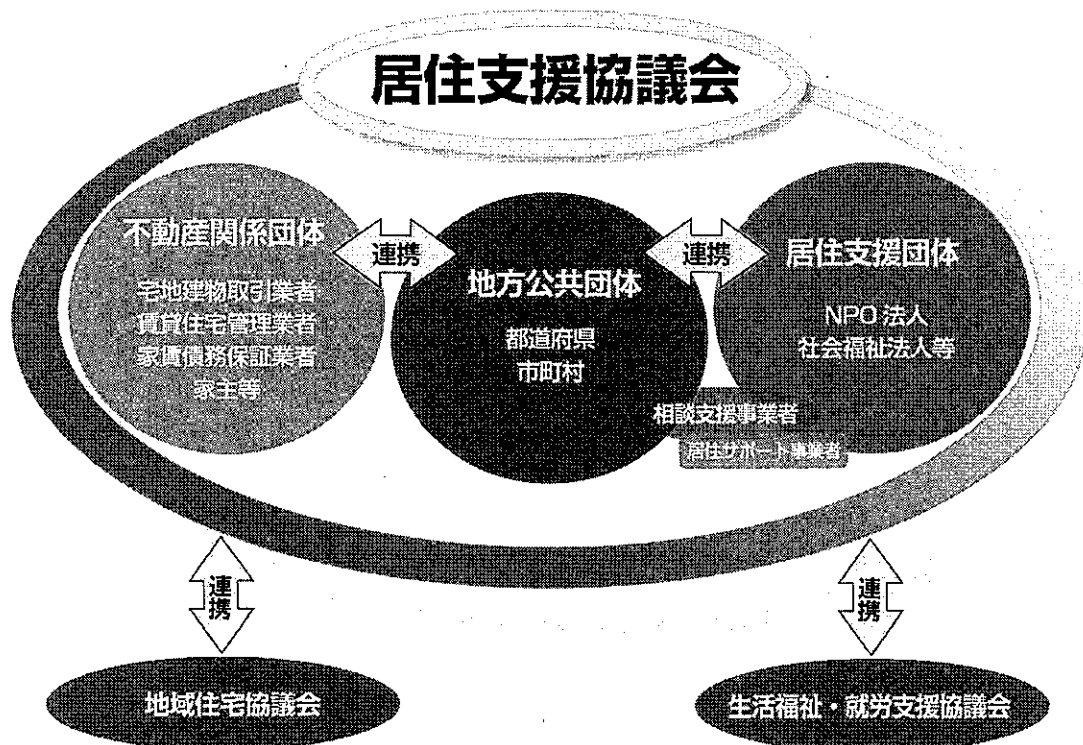
- ①行政における関係者間の連携強化
- ②高齢者のニーズの的確な把握と施策の展開
- ③高齢者の住まいに関する制度見直しへの対応
- ④居住支援協議会の設置

(2) 公営住宅における取組

公営住宅においては、下記の取組により高齢者の居住の安定を図ります。

- ①公営住宅の整備における福祉部門との連携
- ②公営住宅の管理における福祉部門との連携

■居住支援協議会スキーム図



ネットワーク構築

4 計画の実現に向けた推進体制・進捗管理

【計画の推進体制】

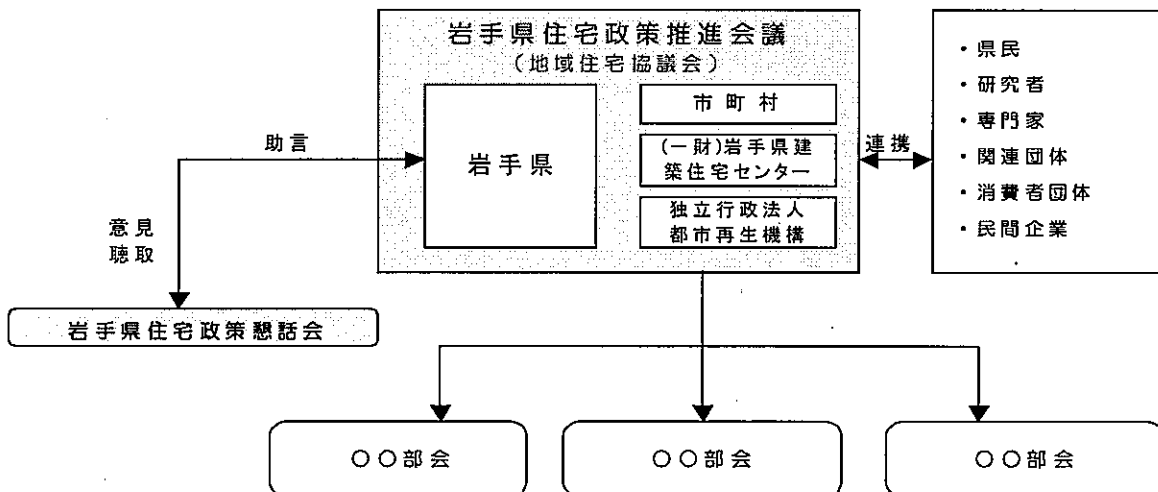
前項で掲げた施策を実施するため、県と市町村、関係団体との連携が重要であることから、下記会議等により連携を強化し、施策の実効性を高めます。

(1) 岩手県住宅政策推進会議

岩手県住宅政策推進会議は、県、市町村、(一財)岩手県建築住宅センター、独立行政法人都市再生機構(岩手都市開発事務所)等により構成され、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」に基づく「地域住宅協議会」として、計画的な住宅政策の推進を図るため、具体的な施策・事業の実施に関する連携・調整等について協議を行います。

(2) 岩手県居住支援協議会

住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律)に基づく居住支援協議会を活用し、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理事業者、居住支援団体等の連携により、高齢者の居住支援体制の充実を図るための活動を行います。



【計画の進捗管理】

目標の達成状況及び施策の実施状況については、適宜状況を把握し、上記会議等に報告のうえ、岩手県住宅マスタープラン、いわていきいきプラン 2014 との調整を図りながら、施策の改善・見直しを継続的に行い、目標達成に向け取り組みます。

●いわて高齢者住まいあんしんプラン（岩手県高齢者居住安定確保計画）

に関する問い合わせ先

岩手県県土整備部建築住宅課

TEL019-629-5933 FAX019-651-4160

岩手県保健福祉部長寿社会課

TEL019-629-5441 FAX019-629-5444